

東京都地域公益活動推進協議会

TOKYO

NEWS No.6

平成 30 年 3 月 1 日発行
会員数 296 法人 1034 事業所

★★★★主な内容★★★★

- 地域における公益的な取組みをアピールしよう…………… 1
- 地域ネットワーク関係者連絡会を開催しました…………… 2
- はたらくサポートとうきょう参加事業所連絡会で事例検討…………… 3
- 「地域における公益的な取組」の運用が弾力化されました…………… 4
- 平成 30 年度事業計画・予算について…………… 5

【広報・情報発信委員会】

- **法人のホームページにバナーを貼って、推進協のホームページとリンクして、地域における公益的な取組みをアピールしよう！**

〔アニメーションバージョンバナー〕 〔静止画バージョンバナー〕



推進協のトップページにリンク



貴法人の基本情報・取組み事例も合わせてお寄せください！

【地域ネットワーク推進委員会】

▶地域ネットワーク関係者連絡会を開催しました！

平成30年1月24日、諏訪徹先生（日本大学教授）をコメンテーターに迎え、区市町村のネットワークに参加している社会福祉法人の関係者による実践報告と情報交換を行いました。

現在、都内では、49の区市町村で、地域ネットワーク化に向けた動きやネットワークによる取り組みが始まっています。

実践報告では、東村山市内社会福祉法人連絡会から西岡修さん（社会福祉法人白十字会）、板橋区社会福祉法人施設等連絡会から中山真知子さん（社会福祉法人東京援護協会）、足立区社会福祉法人連絡会から渡邊義也さん（社会福祉法人親隣館）、清瀬市社会福祉法人社会貢献事業協議会事務局の星野孝彦さん（清瀬市社会福祉協議会）から、地域のニーズに応じた取り組みについて発表がありました。

〔東村山市〕平成27年10月発足。平成29年10月から会員法人の事業所で「暮らしの相談ステーション」がスタートしました。地域における公益的な取り組みや相談事業を進めるにあたり、役員や職員の研修を行い、丁寧に進めています。また、昨年度から、東社協の東京都高齢者福祉施設協議会で実施している「つなぐれ・ひろぐれ・ちいきの輪」へ参加したり、介護予防大作戦 in 東村山などのイベントにも参加するなど、市内の法人が連携協働して、ネットワークによる事業を進めています。

〔板橋区〕平成28年6月発足。平成29年12月に、34施設が参加して「フードドライブ」を実施し、児童養護施設など8か所に、2,599食品を配布しました。他地域の実践発表や学識経験者の講演会、人材確保のための面接・相談会、区内福祉施設等従事者の永年勤続表彰など、福祉施設等が抱える課題に対応しながら区内法人・施設を組織化し、地域公益活動を進めています。

〔足立区〕平成29年8月発足。（福）親隣館で検討を始めていた「子どもの居場所づくり」についてネットワークでも検討を進め、親隣館を中心に複数法人で連携して8月にモデル実施し、10月から本格的に「おれんちハウス」として、月1回、学習や遊び、食事を通して、子どもたちを支援しています。また、12月にはチャリティイベント「あだちサンタウォーク」と連携して、その参加費（全額寄付）をもとに、「クリスマス子ども食堂」を企画、実施しました。

〔清瀬市〕平成29年10月発足。10月から市内の法人による「ひとまず相談窓口」を開設しました。また、市内の小中学生にシンボルマークを募集したり、協議会のリーフレット、各法人・施設が提供できる場所・備品・人材などの情報をまとめた「資源帳」を作成して、公共施設等に配布しています。協議会のホームページも社協のホームページ内に立上げ、市内の法人の取り組み等を情報発信しています。

各ネットワークでは、準備会や幹事会、テーマ別部会などで、事業について検討を行い実施に至っています。連絡会当日は、各ネットワークの取り組みとともに、取り組みに至った背景や、発表いただいた方の法人の取り組み、社会福祉法人としての思いなど、地域における公益的な取り組みにつながる話を力強く語っていただきました。

諏訪先生からは、「地域公益活動をすることによって、職員が元気になるのが一番良い。ネットワークの取り組みはとても重要で、地域公益活動は、区市町村域、または、それよりもっと身近なエリアが中心となっていくと思う。これからのネットワークの取り組みに期待したい」というコメントがありました。

参加者からは、実践報告、情報交換とも好評で、他地域の具体的な取り組みが聞いて参考になった、悩みながら進めている現状を共有できた、もう少し情報交換の時間がほしかった、などの意見をいただきました。



情報交換の様子

【広域連携事業推進委員会】

➤ はたらくサポートとうきょう参加事業所連絡会で事例検討

2月1日、はたらくサポートとうきょうに参加している事業所の担当者が集まり、はじめて事例検討を行いました。事例発表後のグループ討議の進行とスーパーバイズは中島修先生（文京学院大学准教授）にお願いしました。



社会福祉法人大田幸陽会
山口さん、小幡さん、谷口さん



社会福祉法人武蔵野会
多々良さん、大和田さん

【事例 1】

生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所の認定が事業種別として認められなかったが、法人として受入れを検討。
区の生活困窮者自立相談支援機関と協力して、受入れを進めた。
利用者の方と類似点が多いことや、仕事の切り出し、日々の状況などを職員間で共有した。
また、本人との複数回の事前面談を通じて、状況を把握しながら、本人が働きやすい環境づくりに努めた。

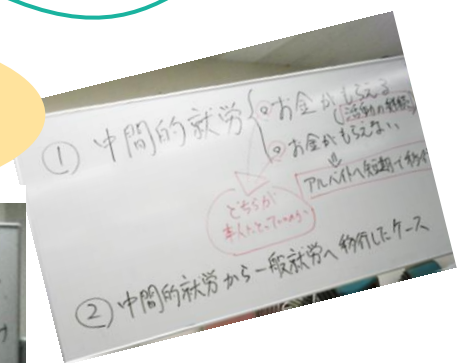
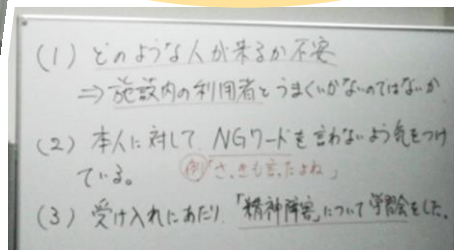
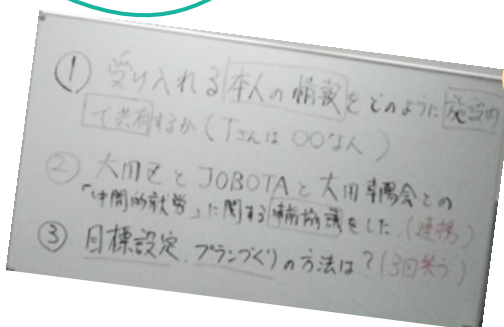
【事例 2】

生活保護の就労支援機関の就労サポーターからの依頼。
生活保護受給中でアルコール依存のある男性。週 1 回のボランティアで生活リズムを整えるところからスタート。就労サポーターと協力しながら受け入れる。
本人はセルフヘルプグループに所属し、自らの症状などを語ることができたので、本人に講師になってもらい職員の勉強会をするなど、本人理解を進めた。その後、非常勤として勤務するようになった。

【事例 3】

生活困窮者自立相談支援機関からボランティア活動の問合せがあり、受入れが始まる。
本人は、大学卒業後、家にひきこもり、夜型の生活習慣となっていた。人見知りで緊張しやすい。
利用者にはボランティアとして紹介しつつ、少しずつ慣れてもらうよう慎重に対応した。
最終的には、無給で作業するより、就職してお金を得たいという気持ちが強くなったようで、関係性を十分とれないまま終了となった。

事例発表後の グループ討議をへて (中島先生の白板)



事例とグループワークを通じて、「はたらくしたいけどはたらくにくい人」の受入れにあたっては、施設内での情報共有、相談支援機関との連携、本人の目標設定の工夫などが大切であることが浮き彫りになりました。

また、どのような人がくるのか不安、という職員の気持ちや、利用者との関係を心配する声に対応するために、本人の障害や症状の理解をする学習会の開催や NG ワードの共有など、実際に受け入れている施設職員から具体的な方法が意見として出されました。参加者からは参考になったという声が多く寄せられました。

▶ 『地域における公益的な取組』の運用が弾力化されました

平成 28 年に改正された社会福祉法第 24 条第 2 項により、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が責務化されました。

今般、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、より幅広く柔軟な取組みの実施を可能とするため、あらためて運用解釈に関する通知「社会福祉法人における『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局施設基盤課長通知）が発出されました。これにより、平成 28 年 6 月 1 日の通知は廃止されました。

「地域における公益的な取組」の運用の弾力化について(案)

【見直し(案)】

厚生労働省作成資料

社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。

→ 弾力的な取扱い

【要件③】 無料又は低額な料金で提供されること

対象となる取組に係る解釈を拡大

【要件①】

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

【要件②】

日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること

- 支援が必要な者が間接的に利益を受ける取組
- 地域の創意工夫やニーズに合わせた取組

平成 28 年 6 月の通知で示された 3 つの要件について、厳格な取扱いだったものが弾力化されることになりました。

【要件の考え方】

- ◆行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。
- ◆法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。
- ◆自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれ

るものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれる。

- ◆直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。
- ◆単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。
- ◆所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

※通知内容の詳細については、以下を参照（厚生労働省ホームページ 社会福祉法人制度改革について）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191934.pdf>

各法人におかれましては、「地域における公益的な取組」について**現況報告書**へ記載いただくとともに、効果的かつ有意義な地域公益活動に取組むため、そして活動の見える化のために、オール東京で進める**東京都地域公益活動推進協議会**にご参加をお願いします。

▶ 平成 30 年度事業計画・予算について

平成 29 年度第 2 回東京都地域公益活動推進協議会運営委員会が 2 月 28 日に開催され、来年度の事業計画と予算が決定しました。

平成 30 年度は、今年度大変好評だった「実践報告会」の充実、ホームページの充実や事例集作成など情報発信の充実強化、地域ネットワーク助成地区数の拡大、新たな広域連携活動の検討などに取り組みます。また、立上げ 3 年目に検討することになっている推進協の今後の活動の方向性と会費について、30 年度会費とあわせ、幹事会・運営委員会において検討します。

※事業計画・予算は 6～7 ページを参照ください。



東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動を一層推進し、社会福祉法人の存在意義を発信していくため、より多くの法人の参加をお願いします。詳細はホームページをご参照ください。

★「東京都地域公益活動推進協議会」へのご参加について（ご案内）

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/koueki/>

〔事務局〕 社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部経営支援担当
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1 TEL03 (3268) 7192 Fax03 (3268) 0635
Email:koueki@tcs.w.tvac.or.jp <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/koueki/index.html>
*上記のホームページで都内の社会福祉法人の地域公益活動に関する情報を発信しています



(★＝新規事業、◎充実)

1 活動・事業の推進

各法人による取組み、地域の連携による取組み、広域の連携による取組みの三層による取組みを推進するため、下記の活動・事業を行う。

(1) 社会福祉法人による地域公益活動の推進及び情報発信 (2,194千円) ⇒5,275千円

〔目的〕

- 社会に対して、社会福祉法人による地域公益活動の取組みを情報発信することにより社会福祉法人に対する理解促進を図る
- 社会福祉法人に対して、各法人や複数法人の連携による地域公益活動の事例を伝えることにより、さらなる活動促進を図る。

〔平成30年度に目指すこと〕

- 東京都地域公益活動推進協議会のホームページに掲載する情報の充実を図り、社会福祉法人の地域公益活動について広く社会に発信する。
- 平成29年度に実施した実践報告会を拡充するとともに、事例集作成などを通じて、社会福祉法人に地域公益活動の実践を情報提供し、地域公益活動を推進する。
- 東京都地域公益活動推進協議会の活動状況が見える化し、新規入会促進を図る。

①ホームページの運営(参加法人情報・事例の更新、PRチラシ作成等)◎

②地域公益活動に関する実践事例の募集

③東京都地域公益活動推進協議会NEWSの発行(3回)

④広報・情報発信に関する研修会の開催(1回)※H29は2回開催

⑤実践発表会の開催(上半期・下半期)◎※H29は1回開催

H30は、高齢、障害、児童、地域の分野ごとの実践発表会を上半期に実施予定。
下半期は全体で実践発表。計5回

⑥実践事例集の作成★

(2) 地域(区市町村域)の連携による地域公益活動の推進(10,216千円) ⇒11,406千円

〔目的〕

- 東京都全域で区市町村域ごとに社会福祉法人による地域ネットワーク化を推進する。
- 地域ネットワークにおいて、複数の社会福祉法人の連携による地域公益活動を推進する。

〔平成30年度に目指すこと〕

- 地域ネットワーク化に着手する地域の増加を図る。
- 地域ネットワークによる複数法人の連携事業の検討及び事業化を推進する。
- 地域ネットワークの助成地区数を拡大するとともに、情報発信の促進を図る。

①地域ネットワーク助成事業の実施◎

〔事務費〕1地区5万円×45地区 ※H29は40地区募集のところ24地区申請・決定

〔事業費〕1地区30万円×30地区 ※H29は27地区募集のところ10地区申請・決定

②地域ネットワーク関係者連絡会の開催(1回)

③地域ネットワークにおける連携事業の情報収集・分析・情報発信

(3) 広域（東京都全域）の連携による地域公益活動の推進（857 千円）⇒674 千円

〔目 的〕

- 地域によらず共通するニーズ、広域支援の必要があるニーズに対応する活動を実施する。
当面の取組みとして、「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」を推進する。

〔平成30年度に目指すこと〕

- 「はたらくサポートとうきょう」（中間的就労推進事業）の参加法人を増やすとともに、生活困窮者自立相談支援機関に加え、福祉事務所等へも「はたらく場情報」の提供を通じて、参加事業所の受入れを促進する。
- 実践事例の共有と情報発信を行う。
- 広域の役割に応じた新たな事業等の検討を行い、実施に着手する。

①はたらくサポートとうきょうの推進

ア 就労支援担当者研修会の開催（1回）※H29は3回予定のところ2回実施

イ 「はたらくサポートとうきょう」参加事業所連絡会の開催（2回）◎※H29は1回開催

ウ 「はたらく場情報」の登録及び相談支援機関への提供（奇数月に提供、福祉事務所追加）

エ 対象者の拡大◎※生活困窮者自立相談支援機関に加え、福祉事務所を窓口とする

②広域の役割に応じた新たな事業等の検討・実施★

(4) その他、地域公益活動の推進に必要な取組み

(373 千円) ⇒394 千円

①都内社会福祉法人への加入促進

2 組織運営

(542 千円) ⇒708 千円

より多くの法人の参加に向けて今後の活動の方向性と会費について幹事会を中心に検討を行う。★

(1) 運営委員会の開催（3回）

(2) 幹事会の開催（5回）◎

(3) 専門委員会

①情報発信委員会（3回）

②広域連携事業推進委員会（3回）

③地域ネットワーク推進委員会（3回）

(4) 活動の方向性と会費の検討★

3 事務局運営

(7,234 千円) ⇒7,543 千円

(1) 人件費（嘱託1名、正規0.3人分）

(2) 共事事務費

（コピー代、電話・ファックス代、ファームバンキング、サーバ・システム等のリース料及び機器保守料等について、人件費や事業費の規模に応じて事業ごとに按分して負担する。）

地域共生社会の実現に向けてすべての地域住民とともに地域課題に取り組みます。

